

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 発泡酒はまだまだ安泰？

Q：今年も発泡酒の売上げが好調だと聞きましたが、去年の改正で発泡酒の税率が引き上げられ、ビールと同じ税率になったのではないのでしょうか。

A：メーカーが発泡酒の麦芽比率を引き下げたため、税額はビールに比べ低くなっています。

#### 【解説】

ビールの酒税は定額であるのに対し、発泡酒は、麦芽の使用比率に応じて3区分で税率が適用されており、ビールに比べ税負担が軽くなっています。

平成8年10月1日から、発泡酒の税率が引き上げられ、麦芽比率が50%以上であれば、ビールと同じ税率が適用されることになりました。

新税率は、350ml換算で、麦芽比率50%以上のものが77.7円、50%未満25%以上のものが53.44円、25%未満のものが36.75円となっています。

改正後に発売された現在の発泡酒の麦芽使用比率は、当初の67%未満から25%未満に引き下げられていますので、税額はビールに比べると低くなっており、価格もビールの7割弱に抑えられたことから、発泡酒人気が続いたようです。

